

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和7年8月12日 (第1回変更)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	伊庭 (伊庭町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	142.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	142.2 ha
② 田の面積	142.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	- ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	24.8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	25.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	16.6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

伊庭地区は、昭和57年に県営ほ場整備事業で整備された30aを基本としたほ場で、担い手の農業法人(4法人)、認定農業者(5人)と個人農業者(44人)が共存・共栄しながら主に土地利用型農業(水稻・麦・大豆)により農業経営を継続している。近年、個人農業者の高齢化や後継者不在によるものと農業施設(土地改良事業)の更新に伴う費用負担増から離農が進む傾向が農業者意向調査(アンケート)結果から見受けられ課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在、水稻は、担い手(認定農業者、農業法人)と個人農業者が協力して生産し、麦、大豆、野菜等については担い手が事業主体となって生産を行っており、今後もこのように伊庭町の農業を維持継続させて行く。アンケート結果からリタイヤする個人農業者が今後増えることが予想されるが、新規認定農業者を含む担い手は若年層で規模拡大を望む者が多く、今後離農により出てくる農地については伊庭地区内の担い手がこれの受け皿となり高収益作物も栽培しながら多様な農業経営を行っていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農業法人、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。現状、当集落農地耕作者は4法人、認定農業者5人と個人農業者で各法人と認定農業者は転作にも協力的で以前から良好な関係が長年維持されており、双方が協力しあい農業を継続したい。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	62	%	将来の目標とする集積率
			64 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
当地区は、年々個人農家の離農が増加にあり、その受け皿としての農業法人や認定農家の耕地面積が増えている現状にある。アンケート結果を見ても今後10年間による耕地面積の集積・集約化が段階的に進むことが予想され、今後は、当該法人等の経営安定化に向け取り組んでいきたい。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、農地中間管理機構を通じて集積、集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
伊庭地域全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
県営かんがい排水事業に着手している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
担い手の意向を踏まえながら市、法人、JAと連携し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ②③ 減農薬、スマート農業等の取組を進める。
 ⑦ 畦畔除去等により労力の省力化と大区画化により作業の効率化を図る。
 ⑨ 生産された稲藁を飼料として畜産農家に供給し、牛糞を堆肥として生産者のほ場に供給し散布する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻・麦・大豆	28.2 ha	ha	水稻・麦・大豆	29.4 ha	ha	黄緑	
認農		水稻・麦・大豆	20.9 ha	ha	水稻・麦・大豆	20.9 ha	ha	赤	
認農		水稻・麦・大豆・野菜	13.4 ha	ha	水稻・麦・大豆・野菜	13.4 ha	ha	橙	
認農		水稻・大豆	6.6 ha	ha	水稻・大豆	7.5 ha	ha	空	
認農		イチゴ、水稻・大豆	7 ha	ha	イチゴ、水稻・大豆	7.7 ha	ha	薄赤	
認農		水稻・大豆	4.3 ha	ha	水稻・大豆	4.3 ha	ha	黄	
認農		水稻・大豆	3.3 ha	ha	水稻・大豆	3.3 ha	ha	青	
認農		水稻・野菜	1.5 ha	ha	水稻・野菜	1.5 ha	ha	薄紫	
認農		水稻・野菜	0.4 ha	ha	水稻・野菜	0.4 ha	ha	黄緑	
認農		水稻・大豆	2 ha	ha	水稻・大豆	2 ha	ha	灰	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	10経営体		87.6 ha	0 ha		90.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。